

福岡県宮若市との地域防災力向上に関する連携協定

福岡県宮若市（以下「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社、トヨタ自動車九州株式会社、豊田通商株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、宮若市における災害発生時における共助社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、災害発生時における共助社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

（1）地域防災の強化に関すること。

（2）実際の災害発生時の対策に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

4 災害時における物資の利用等については、裏面「災害時における物資の利用等に関する取り決め」の通りとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

2021年3月22日

甲 福岡県宮若市宮田29番地1

宮若市

宮若市長

有吉義彦

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通4丁目8-28

福岡トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

金子直幹

福岡県宮若市上有木1番地

トヨタ自動車九州株式会社

次世代事業室 室長

原田聰

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目9-8

豊田通商株式会社

金属本部 COO

片山昌治

福岡県福岡市博多区住吉2丁目9-2

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

理事 福岡支店長

榎本祐衣

裏面

災害時における物資の利用等に関する取り決め

(目的)

この取り決めは、『福岡県宮若市との地域防災力向上に関する連携協定』に基づく災害時における物資の利用に関する事を目的とする。

(物資)

- ① 物資名 電源キット「Re-Q」及び「Re-Q」対応車両
- ② 前項の物資の利用に関する窓口は、福岡トヨタ自動車株式会社とする。ただし、福岡トヨタ自動車株式会社が被災した時は、他のいずれかが窓口となるものとする。

(貸借方法)

- ① 宮若市が福岡トヨタ自動車株式会社に対し、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭（電話連絡を含む）で通知し、その後、速やかに文書により通知するものとする。
- ② 福岡トヨタ自動車株式会社は、宮若市から要請を受けたときは、物資を使用させること等に協力するものとする。
- ③ 物資の引き渡し場所は、宮若市が指定する場所とする。ただし、災害の状況を把握した上で、道中を含めた安全を確保できる場所とする。

(利用期間および費用負担)

物資の利用期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、協議の上決定するものとする。物資の使用料および貸出しに掛かる費用は徴収しない。宮若市は、燃料の補給が必要な場合には自己負担により補給する。

(事故等の責任)

宮若市は、避難所を運営する場合において、宮若市若しくは第三者が借り受けた物資を損傷したとき、又は宮若市が第三者に損害を与えたときは、宮若市の責任においてこれを処理するものとする。ただし、貸出者の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

(必要な情報の提供)

貸出者は供給する物資を変更する必要が生じた場合は、遅滞なくその旨を宮若市に文書により報告しなければならない。

(留意事項)

宮若市は、貸借した物資を利用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって利用すること。
- (2) 利用が長期にわたる場合は、代替の確保に努め、貸出者の業務に支障を来さないように配慮する。

(使用の取消)

貸出者は、宮若市にこの取り決めに違反する行為があると認めたときは、物資の使用を中止させることができる。この場合、貸出者は使用の中止により宮若市に生じた損失を補償しないものとする。

(協議)

この取り決めに定めのない事項及びこの取り決めに関し疑義が生じた場合は、協議の上、定めるものとする。